○志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成16年10月１日条例第161号

改正

平成21年３月４日条例第２号

平成24年３月27日条例第16号

平成26年３月27日条例第10号

平成29年１月20日条例第１号

志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びにこれらに基づく政令等に定めるもののほか、市民の健康と生活環境の保全を図るため、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（市民の責務）

第２条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うようにし、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、前２項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、市民の自主的な活動の促進を図り、

及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（清潔の保持）

第５条　市の区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

２　土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な措置を講じなければならない。

３　何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないように努めなければならない。

４　市長は、前３項の規定に違反している者が当該土地又は建物の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（廃棄物減量等推進審議会）

第６条　市長は、一般廃棄物の減量等に関し広く意見を聴くため、廃棄物減量等推進審議会を置く。

２　廃棄物減量等推進審議会の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第７条　市長は、市の区域内における一般廃棄物の減量のための施策への協力その他の活動を行うため、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

（一般廃棄物処理計画の公表）

第８条　市長は、法第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。

（収集運搬又は処分の委託）

第９条　市長は、前条により定めた処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託することができる。

（多量の一般廃棄物の処理等）

第10条　市長は、法第６条の２第５項の規定により、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（以下「多量排出事業者等」という。）に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

２　多量排出事業者等は、前項の規定による指示により一般廃棄物の減量に関する計画を作成した

ときは、遅滞なくこれを市長に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3　多量排出事業者等は、当該一般廃棄物を自ら運搬することが著しく困難なときは、市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第11条　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、次の各号に掲げる区分に応じた手数料を徴収する。

(１)　市が収集し、運搬し、及び処分するごみ

ア　可燃物

(ア)　市指定ごみ袋　10リットル　１枚　５円

(イ)　市指定ごみ袋　20リットル　１枚　15円

(ウ)　市指定ごみ袋　45リットル　１枚　25円

イ　資源物

(ア)　市指定ごみ袋　10リットル　１枚　２円50銭

(イ)　市指定ごみ袋　20リットル　１枚　５円

(ウ)　市指定ごみ袋　40リットル　１枚　７円

(エ)　市指定ごみ袋　45リットル　１枚　７円50銭

(２)　市が収集し、運搬し、及び処分する不燃物

ア　市指定ごみ袋　10リットル　１枚　５円

イ　市指定ごみ袋　20リットル　１枚　15円

ウ　市指定ごみ袋　40リットル　１枚　20円

エ　市指定ごみ袋　45リットル　１枚　25円

(３)　市長が認める事業者から発生する一般廃棄物であって、市長が指定する場所に運搬されたもの　100キログラムまで500円とし、100キログラムを超える場合は、その量が10キログラム増すごとに50円を加算した額。ただし、端数があるときは、切り上げて計算する。

2　市長は、天災その他特別の事由があると認めたときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（一般廃棄物運搬手数料）

第12条　市長は、やまだエコセンターへ運搬する粗大ごみの運搬手数料について、10キログラムまで170円とし、10キログラムを超える場合は、その量が10キログラム増すごとに170円を加算した額を徴収する。ただし、端数があるときは、切り上げて計算する。

（一般廃棄物処理業等の許可の申請）

第13条　法第７条第１項若しくは第６項又は浄化槽法第35条第１項の規定により許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の変更の許可の申請）

第14条　法第７条の２第１項の規定により許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第15条　前２条の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者等」という。）は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、その再交付を市長に申請することができる。

（許可等申請手数料）

第16条　第13条又は第14条の規定により許可を受けようとする者、又は一般廃棄物処理業者等で許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

（１）　一般廃棄物収集運搬業新規許可申請手数料　１件につき　5,000円

（２）　一般廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料　１件につき　3,000円

（３）　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　１件につき　3,000円

（４）　一般廃棄物処分業新規許可申請手数料　１件につき　5,000円

（５）　一般廃棄物処分業更新許可申請手数料　１件につき　3,000円

（６）　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　１件につき　3,000円

（７）　浄化槽清掃業新規許可申請手数料　１件につき　5,000円

（８）　浄化槽清掃業更新許可申請手数料　１件につき　3,000円

（９）　亡失又は損傷による許可証の再交付を受けようとする者　１件につき　1,000円

２　前項の許可申請手数料は、申請を取り下げ、又は許可しない場合においても還付しない。

（許可証の返納）

第17条　一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

（１）　許可証の有効期間が満了したとき。

（２）　事業の全部を廃止したとき。

（３）　許可を取り消されたとき。

（４） 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

（５） 廃業、死亡、合併又は解散したとき。

（６） 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

（技術管理者の資格）

第18条　法第21条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

（１） 技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）

（２） 技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（３） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第８条の17第２号イからチまでに掲げる者

（４） 前３号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（清掃指導員の設置）

第19条　清掃思想の普及並びに一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の指導並びに法第19条第１項及び浄化槽法第53条第２項の規定による立入検査を行わせるため、市に清掃指導員を置くことができる。

２　清掃指導員は、市の職員のうちから市長が任命する。

３　清掃指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（報告の徴収）

第20条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物処理業者等から廃棄物の保管、処理等に関し、必要な報告を求めることができる。

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年浜島町条例第21号）、大王町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年大王町条例第23

号）、志摩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年志摩町条例第21号）、阿児町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年阿児町条例第14号）又は磯部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年磯部町条例第７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成21年３月４日条例第２号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月27日条例第16号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月27日条例第10号）

この条例中第１条の規定は平成26年４月１日から、第２条の規定は同年７月１日から施行する。

附　則（平成29年１月20日条例第１号）

この条例は、平成29年３月１日から施行する。